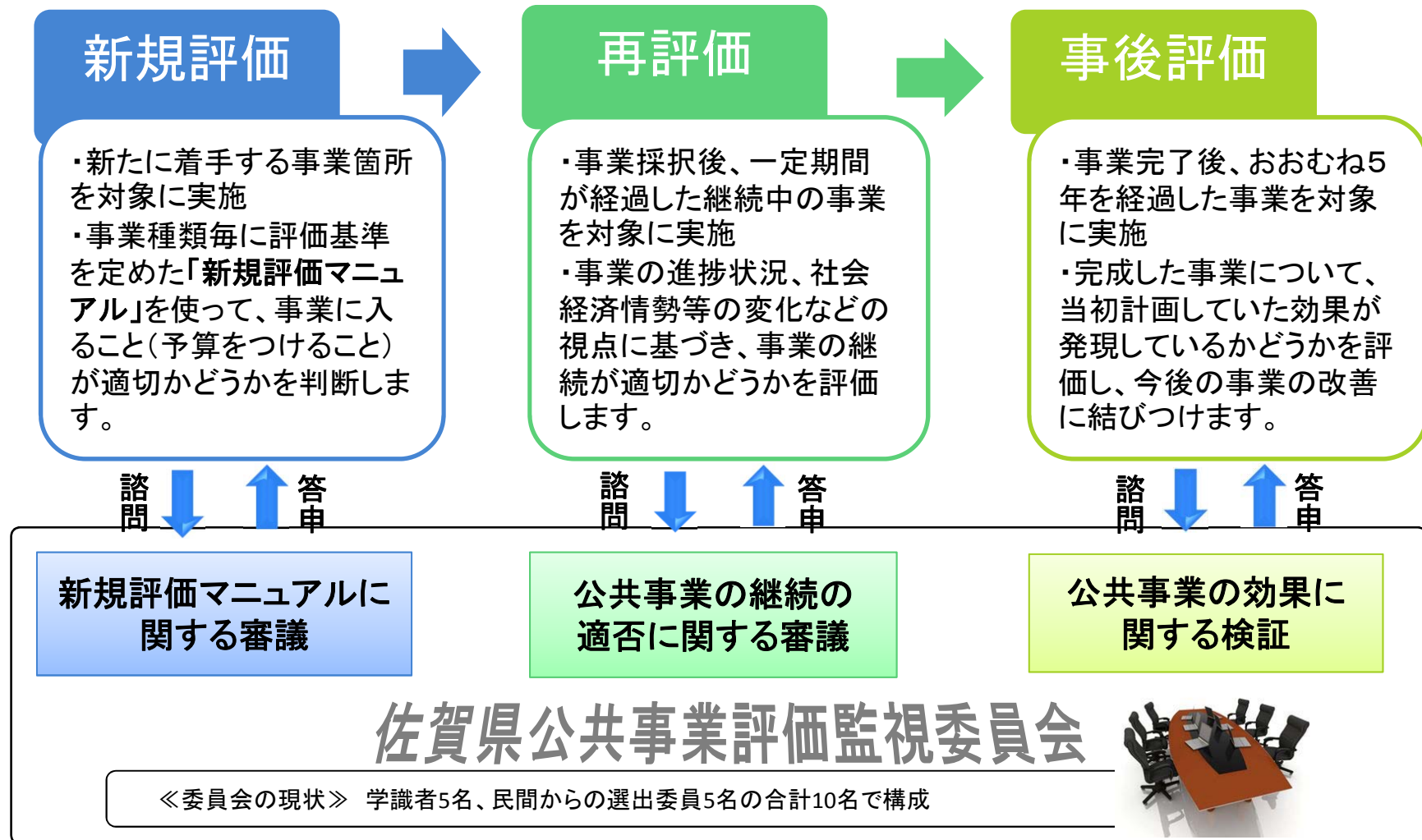


佐賀県の公共事業評価制度【新規評価】	…P1
評価マニュアルの体系及び基準	…P4
佐賀県公共事業新規評価実施要綱	…P5

目的：公共事業の効率性と実施過程における透明性の向上



新規箇所評価の流れ(イメージ図)

高い透明性とわかりやすい公共事業

事業化検討箇所

現地機関段階の評価
(土木事務所、農林事務所、・・・)

判断

事業担当課段階の評価
(道路課、河川砂防課、・・・)

県土づくり本部段階の評価
『新規箇所評価会議』

評価決定

11月頃

予算編成

予算化決定

新規箇所評価結果公表

新規箇所評価の実施にあたっては、各事業の特性を表す評価指標を設け、事業の目的、効果等を客観的に評価数値化し、事業の可否を判断する。

評価マニュアルにより、
箇所毎に評価調書作成

公共事業評価監視委員会
新規評価マニュアルの制定・変更に関する審議

新規着手
見合わせ

評価・判断基準による事業実施を判断

評価内容の確認及び事業箇所の優先度付与

評価内容の確認及び事業箇所の優先度確認

『新規箇所評価会議』の結果により、事業実施可否を決定

優先度や予算枠を考慮した予算編成

県議会議決を経て予算化決定

新規箇所の評価内容及び予算化過程について公表

新規箇所評価結果の報告
審議したマニュアルが適切に運用されているかどうかを確認

・年度内に新規箇所評価結果を委員会に報告し、委員からマニュアルの見直し等について指摘を受けた場合や社会情勢の変化に伴い修正が必要となった場合は、速やかにマニュアル改正案を策定し、審議する。

新規評価対象事業の分類

新規評価対象事業の分類

整備系

社会資本の新築及び改築に関する事業

広域事業

県の施策に基づき、広域的な視点から実施する事業

〔 道路事業、農道事業 〕

生活関連事業

地域住民の生活に密接に関連し、安全性や利便性向上を主目的で行う事業

〔 道路事業、街路事業、都市公園事業、河川事業、砂防事業、地すべり対策事業、急傾斜地崩壊対策事業、港湾事業、海岸事業、県営住宅事業、農道事業、中山間事業、クレーク防災事業、ため池等事業、湛水防除事業、水環境整備事業、漁港海岸事業、治山事業、林道事業 〕

産業活性化事業

県内の基幹産業の振興を促す又は産業の効率化を図る目的で行う事業

〔 港湾事業、経営体育成基盤整備事業、農業水利事業、漁港事業、農道事業、中山間事業、クレーク防災事業、ため池等事業、湛水防除事業、水環境整備事業 〕

維持系

既存社会資本の維持管理に関する事業

維持管理事業

既存施設の利活用に関しての機能保全や管理者責任で行う事業

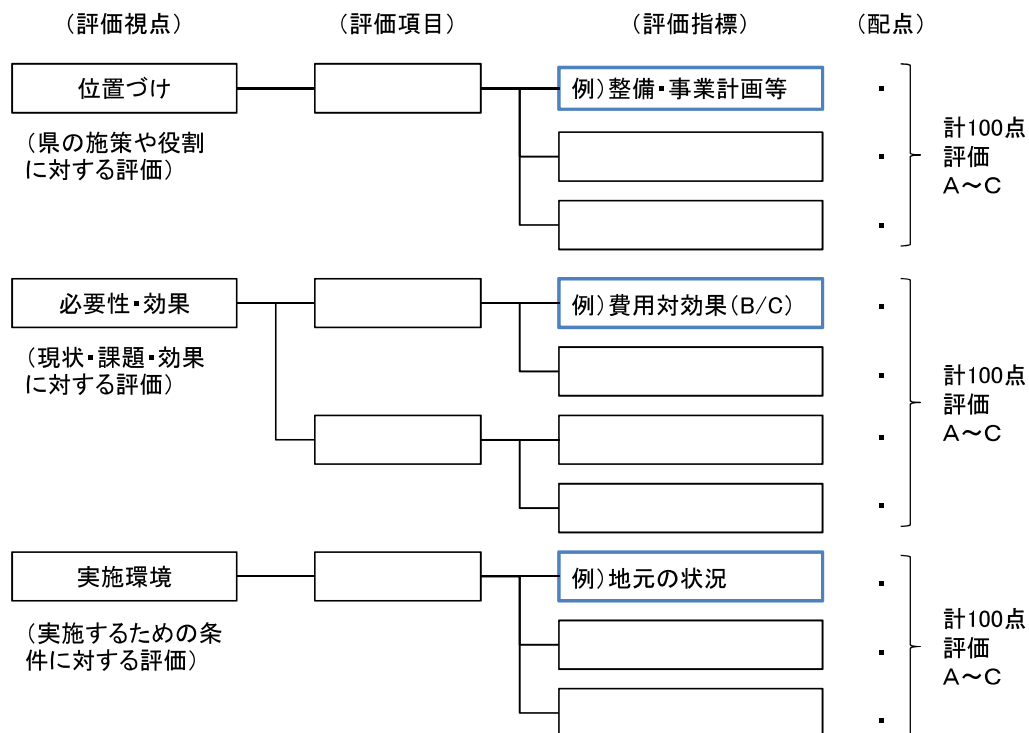
〔 道路事業、土地改良事業(水利施設)、河川事業、ダム事業、港湾事業、漁港事業 〕

評価マニュアルの体系及び基準

<<評価マニュアル>>

○評価体系

- 各事業の特性を表す評価指標を設け、事業実施の目的、効果及び条件を客観的に数値化し、視点毎に合計する。



○評価基準、判断基準

- 評価指標毎の合計点により下記のとおり区分するものが評価基準、またその結果を組み合わせることで事業の可否を決定する判断基準。

評価基準（評価視点毎の合計点数）

	位置づけ	必要性・効果	実施環境
A	80 点以上	80 点以上	80 点以上
B	60 ～ 80 点未満	60 ～ 80 点未満	60 ～ 80 点未満
C	60 点未満	60 点未満	60 点未満

判断基準（評価基準の組み合わせ）

ランク	整備方針	評価の組み合わせ
I	優先的に事業を実施	AAA、AAB
II	事業を実施	ABB、BBB
III	新規着手を見合わせる	AAC、ABC ACC、BBC、BCC、CCC

佐賀県公共事業新規評価実施要綱

第1 目的

県が事業主体である公共事業（以下「事業」という。）の効率性及びその実施過程の透明性の一層の向上を図るため、新たに着手する事業箇所について総合的な評価（以下「新規評価」という。）を実施する。

第2 新規評価の対象とする事業

新規評価の対象事業は、県が行う別紙-1 に掲げる事業の範囲で、建設・維持・管理に関する事業のうち、事業費を予算化しようとする事業とする。

ただし、災害復旧等緊急を要する事業、全体事業費 1 千万円未満の小規模な事業又は別紙-2 に定める事業等については、この限りでない。

第3 新規評価の実施

1 新規評価の実施手続

- (1) 新規評価の実施主体は、県とする。
- (2) 新規評価の実施時期は、原則として予算要求前までに行うものとする。
但し、緊急に新規事業箇所に着手する必要がある場合はその都度評価を実施する。
- (3) 県は、事業の客観的な新規評価を実施するため、別に定める評価指標、評価基準及び判断基準からなる評価マニュアルを策定する。
- (4) 事業所管課は、評価マニュアルに基づき、事業箇所ごとに評価の結果をとりまとめた新規箇所評価調書（以下「評価調書」という。）を作成する。
- (5) 事業所管部局は、評価調書に基づき審議を行い、新規箇所採択に向けての要求方針を決定するものとする。

2 新規評価の視点

新規評価は、次の視点から行うものとする。

- (1) 事業の位置付け
- (2) 事業の必要性・効果
- (3) 事業の実施環境

3 新規評価結果の公表

県は、当初予算が成立した後、評価調書を公表する。但し、予算成立後、新たに事業箇所の評価を行った場合も同様とする。

第4 新規評価の手法

1 評価マニュアルの策定

- (1) 県は、第3の2に掲げる新規評価の視点ごとに、各事業の特性を表す評価指標に基づき点数化を行い、その合計点を評価基準にあてはめ、当該評価基準により得られた結果を組み合わせ、判断基準により優先度を決定するため、評価マニュアルを策定する。
- (2) 県は、評価マニュアルを策定するに当たっては、あらかじめ、佐賀県公共事業評価監視委員会（以下「委員会」という。）に諮問するものとする。これを変更するときも、同様とする。
- (3) 県は、委員会からの意見を受けて評価マニュアルを策定し、又は変更するものとする。

2 評価マニュアルの改善

県は、評価マニュアルの改善の必要性について随時検討を行うとともに、改善の必要性が生じた場合には、速やかに、委員会に諮り、その改善に努めるものとする。

3 評価マニュアルの公表

県は、策定した評価マニュアルを公表するものとする。

第5 委員会の設置

- 1 評価マニュアルについて審議を行うため、学識経験者等の第三者から構成される委員会を置く。
- 2 委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、別に定める。

第6 事務局

委員会の事務局は、県土づくり本部企画・経営グループに置く。

- 附則
- この要綱は、平成14年 8月27日から施行する。
 - この要綱は、平成16年 7月27日から施行する。
 - この要綱は、平成17年 6月30日から施行する。
 - この要綱は、平成22年10月28日から施行する。

別紙－1

県が行う事業の範囲は、県が事業主体である公共事業のうち、道路事業、河川事業、海岸事業、砂防事業、ダム事業、都市計画事業、住宅事業、港湾事業、農業農村整備事業、森林整備事業、治山事業及び漁港漁村整備事業とする。

別紙－2

- 1 準備・計画段階に要する費用を予算化しようとする事業
- 2 箇所を特定せずに予算化しようとする事業
- 3 事業途中で行う維持管理等の事業
- 4 既存施設の機能障害除去や取り壊し等の事業
- 5 災害復旧に伴い必要となる事業
- 6 他事業との合併施行等に伴う受託事業